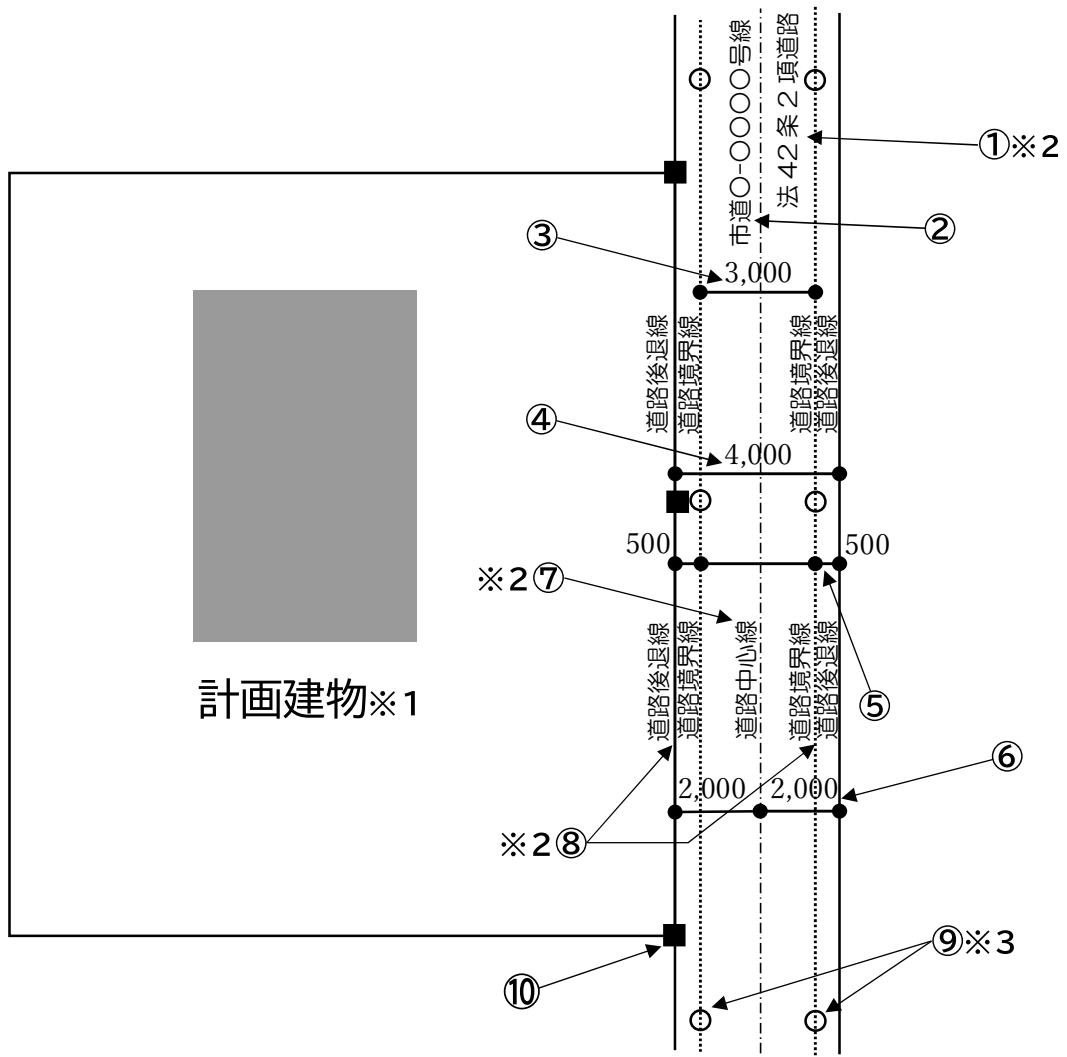


狭あい道路事前協議 配置図記載例

明示すべき事項

- | | |
|--------------|---------------|
| ①建築基準法上の道路種別 | ⑥道路中心線からの後退寸法 |
| ②市道番号 | ⑦道路中心線 |
| ③元道幅員 | ⑧元道の境界線と後退線の別 |
| ④後退後の幅員 | ⑨元道の杭の位置 |
| ⑤元道からの後退寸法 | ⑩後退杭の位置 |



※裏面

図面記載上の留意点

※1

後退の可否を確認するもののため、狭あい道路事前協議時の配置図には必ずしも建物の配置を記載する必要はありません。

※2

道路種別が建築基準法第43条2項2号の場合、道路境界線は「敷地境界線」、道路後退線は「後退線」、道路中心線は「中心線」に読み替えて記載してください。

※3

原則、道路査定図もしくは地積一筆図をご参照のうえ図示してください。現地に杭が無い場合は復元をお願いいたします。

狭あい道路事前協議チェックリスト ◆協議書提出前の最終チェックにご活用ください◆

- 協議書の必要事項はすべて記入しましたか。
- 添付図書に漏れはありませんか。
- 配置図に明示すべき事項はすべて記載しましたか。
- 協議書の注意事項1～3は確認しましたか。
- 元道の幅を示す杭等が現地にあることを確認しましたか。

その他、狭あい道路事前協議に関してご不明な点は、取手市ホームページ「よくある質問とその回答(建築指導課)」をご参照ください。